

<住民票>

Q1 住民票の写し等を郵送により請求した場合、請求者の住所地(住民票の住所)以外に送付していただくことはできますか？

A 1 個人情報が記載された住民票等を、正確に請求者の手元にお届けするために、住所地(住民票の住所)宛てに送付することになります。

Q2 同居していますが住民登録上、世帯を別にしている親子や兄弟・姉妹の住民票の写しを請求することができますか？

A 2 住民票の写しを請求できる方は、本人または本人と同一世帯の方になり、それ以外の方の請求は委任状が必要となります。

Q3 以前、恵庭市に住んでいたときの住民票の写しが欲しいのですが、請求することができますか？

A 3 除かれた住民票(除票)を請求してください。ただし、コンピューター化(平成2年7月9日)以前の除かれた住民票(除票)については廃棄済みのため発行できません。

<戸籍>

Q1 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

A 1 戸籍謄本とは、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。
戸籍抄本とは、戸籍に記載されている方のうち一人または複数人の身分事項を証明するものです。

Q2 戸籍の筆頭者とは？

A 2 戸籍の筆頭者とは、戸籍を新しく編成したときに最初に記載された人のことです。生死の別は問いません。

戸籍は、現在は一般的には夫婦と結婚していない子供とで構成されています。

子供が婚姻すると、親の戸籍から抜け夫婦で新しく戸籍を作ることになります。夫の氏を選んで婚姻すれば夫が筆頭者に、妻の氏を選んで婚姻すれば妻が筆頭者になります。

昔の戸籍は、祖父・伯(叔)父などが筆頭者(戸主)となっている場合があります。

Q3 従前の本籍(出生当時の戸籍や婚姻前の戸籍など)はどのように確認するのですか。

A 3 戸籍の本籍と筆頭者が不明の場合は、現在の戸籍に記載されている事項から従前の戸籍の本籍及び筆頭者を確認したうえで、必要となる戸籍を請求いただくことになります。

Q4 戸籍の改製とは？

A 4 恵庭市は、平成23年11月19日に紙戸籍(縦書き)からコンピュータ戸籍(横書き)へと改製しています。(戸籍法第118条第1項の規定による改製)(改製日は、市町村により異なります)改製時より前の死亡や婚姻により除籍となった事項等は、改製後の戸籍に記載されません。必要な時は改製原戸籍をご請求ください。

*平成23年11月19日より前に戸籍が全除籍になった場合や平成23年11月20日以降に戸籍が編製された場合は、改製原戸籍は存在しません。

<戸籍附票>

Q1 戸籍の附票とは？

A 1 戸籍附票は、戸籍に記載されている方の住所異動の履歴を記載したものです。請求先は、本籍地の市区町村役場です。

恵庭市では、平成23年11月19日に戸籍と同時に作り変えています。また、婚姻などの戸籍届出により新しく作成される場合があります。そのため、過去の複数の住所履歴が必要な場合には附票が複数になることがあります。

郵送で請求される場合には、手数料を多めに同封されることをおすすめします。

※平成23年11月19日に改製される前の附票については、当時の保存期間（改製から5年間）が経過したため廃棄済みとなっております。

Q2 平成23年11月19日以前に居住していた住所の証明が必要となりました。改製前の戸籍の附票は請求できますか？

A 2 改製前の附票（改製原附票）は、恵庭市では平成28年11月19日で保存年限を経過し、廃棄しているため発行することができません。改製原附票を廃棄した証明書は発行することが可能ですが、提出先に必要かどうかご確認のうえ、ご請求されることをお勧めします。